資料２－１

日高市国民健康保険税の見直しについて

１　日高市国民健康保険の財政について

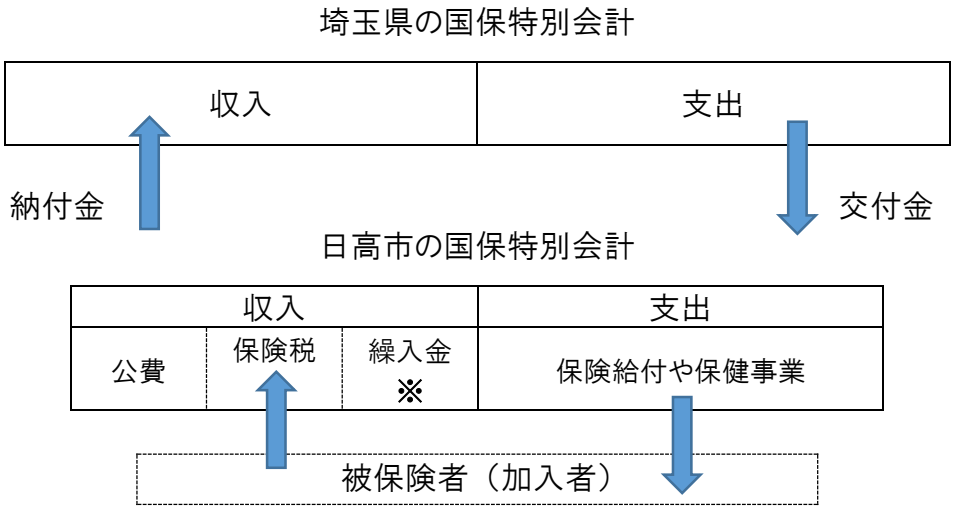

交付金
①保険給付に必要な費用を市に交付（普通交付金）
②災害その他特別の事情や保健事業の支援等に応じて市に交付（特別交付金）

※ 一般会計からの繰入金は、保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）や、その他繰入金など７項目あります。
一般会計からの繰入金の内、「その他繰入金」で繰り入れた金額が、赤字補填（法定外繰入）となります。

日高市国民健康保険特別会計は、毎年度、「その他繰入金」を繰り入れています。
「その他繰入金」の繰入金額は、当該年度の納付金の額、保険税収入や交付金などの状況により、毎年度変動します。

【その他繰入金（法定外繰入）の推移】

平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
1億4,000万円	1億8,000万円	8,000万円	2億4,500万円	1億8,000万円

・令和５年度の「その他繰入金」の決算額は、1億9,800万円
・令和６年度の「その他繰入金」の予算額は、約２億円

２　埼玉県国民健康保険運営方針（第３期）について

第１期：平成30年度～令和２年度　３か年
第２期：令和３年度～令和５年度　３か年
第３期：令和６年度～令和11年度　６か年（令和５年12月策定）

(1) 国民健康保険制度の改革　（平成30年４月から）

○ 国民健康保険を都道府県単位化し、都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村は、引き続き資格管理、保険給付、保険税の賦課・徴収、保健事業を行います。

○ 都道府県は、各市町村と共通認識の下、都道府県内の統一的な運営方針を定めることとなりました。

（2）法定外繰入金の削減・解消の取組（赤字の削減・解消）

○ 決算において、決算補填等目的の法定外繰入金（その他繰入金）が発生した年度の翌々年度までに、その解消が見込まれない市町村は、赤字削減・解消計画書を策定します。

○ 法定外繰入金（その他繰入金）解消の目標年次を保険税水準の準統一の目標年度（９年度）の前年度である令和８年度までに解消することとします。

○ 日高市の「赤字削減・解消計画書」は、第１期の埼玉県国民健康保険運営方針に基づき、平成30年度から令和５年度までの６か年計画を策定しましたが、その後、３回の変更を経て、計画期間を令和８年度まで延長しています。

（3）保険税水準の統一

○ 保険税水準の統一の定義は、原則として、同じ世帯構成、所得であれば、同じ保険税になることとします。（完全統一）

○ 保険税水準の統一は、３段階に分けて進めます。

（ 納付金ベースの統一　→　準統一　→　完全統一 ※目標：令和12年度 ）

年度	～R5	R6 ～ R8	R9 ～ R11	R12～
保険税 水準の統一		納付金ベースの統一	準統一	完全統一

（4）納付金と標準保険税率

○ 納付金の基本的な考え方

都道府県は、市町村が保険給付に必要な費用を普通交付金として全額市町村に交付します。

都道府県は、普通交付金に必要となる費用等を賄うため、市町村から納付金を徴収します。

○ 標準保健税率の種類

標準保健税率の種類は、「都道府県標準保険税率」、「市町村標準保険税率」、「各市町村の算定基準に基づく標準保険税率」の３種類です。

保険税水準の「準統一」に当たっては、全ての市町村が「市町村標準保険税率」どおりに賦課することとします。

３　日高市国民健康保険税の改定方針の見直しについて

従来の方針では、税率改定の時期について、令和４年度（実施済）、令和６年度（実施済）、令和８年度（実施予定）と段階を設けていました。

しかしながら、令和９年度の市町村標準保険税率の推計値（資料２－２参照）が著しく上昇していることに鑑み、急激な負担増に配慮するため、更なる段階を設けて令和７年度にも税率改定を行うよう方針を見直します。